

湖南省新庁舎移転マネジメント業務委託プロポーザル実施要領

1. 目 的

この要領は、湖南省新庁舎移転マネジメント業務委託について、当該業務の目的および内容に最も適した業者を選定するため公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

本プロポーザルは、本業務の目的および整備方針等を十分に理解したうえで、市民サービスの向上や事務効率化、オフィス環境の向上を図り、円滑な新庁舎への移転を実現するため、本業務に最も適した専門的な知識を有する事業者を特定するために実施するものである。

2. 業務の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 業 務 名 | 委－475
湖南省新庁舎移転マネジメント業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | 別添「湖南省新庁舎移転マネジメント業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和 11 年 6 月 30 日まで |
| (4) 業務の規模 | 本業務の規模は 89,160,000 円（税込）の範囲内とする。
ただし、各年度の支払限度額は下記のとおりとする。
令和 8 年度 17,160,000 円（税込）
令和 9 年度 }
令和 10 年度 } 3 年度合計 72,000,000 円（税込）
令和 11 年度 } |

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本募集による受託者の選定に参加することができる者（以下「参加者」という。）は、単体企業または共同企業体とし、以下の参加資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続または再生手続の開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下

「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(4) 実績要件

平成27年4月1日以降に発注された、延床面積5,000㎡以上の地方公共団体の庁舎の「オフィス環境整備業務」を受託し、参加表明日までに完了した実績を1件以上有すること。（「オフィス環境整備業務」とは、庁舎の執務空間および窓口空間の実施設計業務を含むものをいう。以下、同じ。）

なお、共同企業体で参加する場合は、共同企業体の代表者の実績とする。

(5) 配置技術者要件

平成27年4月1日以降に発注された地方公共団体が発注した庁舎の「オフィス環境整備業務」で管理技術者として参加表明日までに完了した実績を1件以上有する者を配置できること。

なお、共同企業体で参加する場合は、共同企業体の代表者の管理技術者の実績とする。

(6) 国税および地方税に未納がないこと。

(7) 法令に基づき、必要な資格を有していること。

5. 参加方法

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を令和8年8月26日（水）正午までに事務局に持参または郵送（郵送の場合は簡易書留など追跡可能な方法とする）による、提出するものとする。なお、「令和8年度 湖南省競争入札参加資格者名簿」に登録のある者については、(5) から (7) は不要とする。各1部提出すること。

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 協定書の写し（共同企業体で参加する場合のみ）

(3) 参加者の業務実績調書（様式2）

オフィス環境整備業務等の業務実績を5件以内で記入すること。別添評価基準の

3. 客観的評価にあるように、「移転計画策定業務のみ」も評価対象（実績計数0.5）とはなるが、必ず5件以内の中に1件はオフィス環境整備業務を含む業務実績を記載すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるもののほか、業務内容が該当することが正確に確認できる資料等を添付す

ること。

(4) 管理技術者経歴調書（様式3）

本業務を担当する管理技術者についてオフィス環境整備業務等の業務実績を5件以内で記入すること。別添評価基準の3. 客観的評価にあるように、「移転計画策定業務のみ」も評価対象（実績計数0.5）とはなるが、必ず5件以内の中に1件はオフィス環境整備業務を含む業務実績を記載すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるもののほか、業務内容が該当することが正確に確認できる資料等を添付すること。（（3）で確認できる場合は省略可。）

(5) 法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）写し

(6) 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書の写し）

- ・国税：法人税、消費税および地方消費税（その3の3）
- ・都道府県税：法人県民税、法人事業税（滋賀県内に事業所がある場合）
- ・市町村民税：法人市民税、固定資産税（湖南市内に事業所がある場合）

(7) 委任状（支店または営業所と取引をする場合）

6. プロポーザル参加者の決定

提出された参加表明書等の書類審査を行い、プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果を令和8年9月9日（水）頃、参加表明した者全てに書面にて通知する。

なお、「湖南市新庁舎移転マネジメント業務委託にかかるプロポーザル参加者選定基準」に基づき採点を行い、客観的評価得点の高い順に4者までを参加者としてプロポーザルを実施する。ただし、客観的評価得点が同点となる参加者が出た場合は、上位4位以上の全ての参加者をプロポーザルの参加者とする。この選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

7. 実施スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、各項目の日程については、選定委員の都合等にあわせて適宜調整できるものとする。

項 目	日 程
ホームページへの公告	令和8年7月21日（火）
質問の受付期限	令和8年8月4日（火）
質問の回答	令和8年8月20日（木）
参加表明書の提出期限	令和8年8月26日（水）正午まで
プロポーザル参加者の決定	令和8年9月9日（水）頃
提案書の提出期限	令和8年9月29日（火）正午まで
プレゼンテーション実施	令和8年10月7日（水）
委託予定業者の選定	令和8年10月中旬頃

8. 提案書の提出

提案書は、令和8年9月29日（火）正午までに事務局に持参し、提出するものとする。

なお、提出書類は次のとおりとする。〔提出部数：各7部（1）～（3）〕

（1）業務提案書（様式4-1）

（2）業務実施方針（様式4-2）

業務実施方針は以下の内容を記載し、発注者を支援する姿勢や、取り組み意欲、担当者の技術力の高さ、業務内容の理解度などを評価する。

①本業務に対する提案者の取り組み方針と体制

②各業務担当チームの特徴

③業務上特に配慮する事項

①、②、③を各A4判片面1枚で簡潔にまとめること。

（3）テーマ別業務提案書（様式4-3）

業務提案のテーマは以下のとおりとし、その的確性、実現性等を評価する。

なお、業務提案書等の作成にあたっては、本業務の目的や整備方針を踏まえ、本市の求める諸条件等を十分に理解した上で行うこと。

【テーマ1】 市民が笑顔になれる環境

【テーマ2】 働く人が笑顔になれる職場

【テーマ3】 スムーズな移転を実施するための取り組み

【テーマ4】 独自の工夫、特色、その他提案

ア 各A4判片面4枚以内で簡潔にまとめること。

文字の大きさは、原則11ポイント以上とすること。ただし、図や表など表示しきれない部分についてはこの限りでない。

イ 業務実施方針および業務提案書については、文章を補完するために必要な図、写真、表などを盛り込むことも可能とするが、会社名を特定・識別できるような商号、名称、記号、社員名、実績自治体名等は記載しないこと。（プレゼンテーションにおいても同様とする。）

ウ 様式を模していれば、Excel以外での作成も可とする。

エ 業務提案書の作成および提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

（4）見積書〔提出部数：1部〕

（書式は自社様式で可、年度毎の内訳を記載のこと。）

9. 選定委員会

「湖南省新庁舎移転マネジメント業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、委託契約を締結する業者を選定する。

10. 審査の実施

提案書を基に選定委員会が評価を行うため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーションは、パワーポイント等により実施することとし、当業務の配置予定者のうちの管理技術者また主任担当者が行うものとする。なお、入室は各者4名以内（管理技術者、主任担当者）とする。
- (2) プレゼンテーションでは、事前に提出した以上の情報や動画等を流さないこと。
- (3) プレゼンテーションの時間は、原則として20分以内とし、その後10分程度のヒアリングを予定。
- (4) プレゼンテーションにおいて使用するモニターは事務局が準備するが、パソコン等は提案者が準備すること。なお、モニターへの接続はHDMI端子とする。
- (5) プレゼンテーションの実施日、実施時間および会場等の詳細は、別途通知する。
なお、プレゼンテーションの順番は事前に事務局がくじを行い、その結果により決定する。
- (6) プロポーザルは、選定委員会が「湖南省新庁舎移転マネジメント業務委託プロポーザル評価基準」に基づき審査し、評価点総合計が最も高い者から受託予定者と、次順位者を選定する。審査結果については、後日すみやかに、参加者全員に書面にて通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

11. 委託契約の締結

審査の結果、評価点総合計の最も高い提案を行った者を契約予定者として選定し、仕様書の確定後、随意契約の手続きを進めることとする。

12. 質問の受付・回答

参加表明および提案に関する質問がある場合は、次のとおり事務局まで行うこと。

質問期限 令和8年8月4日（火）

質問方法 質疑書（様式5）を電子メール（アドレスは14. 問い合わせ先を参照）に添付し提出すること。

電子メールの件名は、「湖南省新庁舎移転マネジメント業務委託に関する質問」とし、事務局まで電話により受信確認を行うこと。

回答日 令和8年8月20日（木）

回答方法 市公式ホームページに掲載する。

13. その他

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎた提出があった場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。

- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- ④ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合。

(2) 提出書類の帰属等

- ① 提出された提案書は、採択・不採択にかかわらず返却しないものとする。
- ② 採択された提案書の著作権は、湖南省に帰属するものとする。
- ③ 本業務実施による成果品に関する権利は、全て湖南省に帰属する。
- ④ 提案書等全ての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は全て提出者の負担とする。

14. 問い合わせ先

湖南省総務部管財契約課 庁舎整備室 担当：中島

〒520－3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地 湖南省役所（東庁舎）3階

TEL 0748-69-5518 FAX 0748-72-3390

E-mail tyousya@city.shiga-konan.lg.jp